

「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって 参考となるガイドラインに関する調査研究」概要 ①

資料3-1

調査研究の目的

本調査研究は、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行ったもの（平成31年3月）

平成28年の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」や児童福祉法等の改正法、平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえた上で、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるよう、子どもが意見を申し立てる環境整備や、子どもの意見を尊重して子どもの権利侵害の問題の調査や調整を行う取り組み等に関するガイドラインの作成を行うため、本調査研究を実施。

調査の手法

ガイドラインの検討・作成、報告書の取りまとめにあたっては、有識者による検討委員会を設置した。また、インタビュー調査を行った。

(1) 検討委員会の設置・運営

本調査研究で策定するガイドラインの構成や項目、範囲やヒアリング調査項目等、本調査研究全般に関し専門的な見地から助言を得るため、調査研究課題について知見を有する有識者8名を構成員とする検討委員会を設置し、計3回の検討委員会を開催した。

(2) インタビュー調査

ガイドライン案の策定に際し、以下の自治体及び児童福祉施設経験者、有識者に対しインタビュー調査を実施した。児童福祉審議会活用による子ども権利擁護の取り組み例がない自治体であっても、子どもの権利に関わる相談事業や権利啓発・普及活動を実施している自治体にはその詳細をヒアリングし、ガイドライン作成の参考とした。有識者、児童福祉施設経験者へは、児童福祉審議会の部会設置により子どもの権利擁護を実施する方式への意見、課題、実施可能性を中心に聞き取りを行った。

<インタビュー対象者>

東京都	東京都児童相談センター事業課 東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課、計画課
大阪府	大阪府福祉部子ども室 家庭支援課
兵庫県	兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 児童課 児童福祉班
横浜市	横浜市こども青少年局 こども福祉保健部 こども家庭課
神奈川県	神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課 児童養護グループ

世田谷区	世田谷区子ども・若者部子ども家庭課職員 児童相談専門指導担当職員
児童福祉施設経験者	そだちとすだち運営者 川瀬 信一 氏 Children's Views & Voices 副代表 中村 みどり 氏
有識者	熊本学園大学 社会福祉学部 堀 正嗣 教授 大分大学 福祉健康科学部 栄留 里美 助教 大分大学 福祉健康科学部 相澤 仁 教授

「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって 参考となるガイドラインに関する調査研究」概要 ②

子ども権利擁護部会の設置(第2章)

■児福審に「子どもの権利擁護部会」(仮称)の設置

- 委員選定:
子どもの権利擁護はじめ児童福祉全般に精通した者(学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者)
- 委員の職務・機能:
子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議
- 子ども権利擁護調査員(仮称)の配置:
調査権限、委員からの業務の監督指示等
- 事務局:部会の庶務
※独立性、第三者性の担保

子ども意見表明支援員の配置(第3章)

■子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」 (通称:子どもアドボケート)の配置

- 役割:
施設等を巡回、啓発、意見聴取、子どもの意見表明の支援、子どもの意見の代弁等
- 配置の方法(法人・個人):
独立性確保のため外部委託を基本
- 支援員への研修
- 守秘性
※子どもの権利擁護調査委員とは併任しない

児福審への子どもの意見表明及び関係機関の申立・申出の進め方(第4章)等

■子どもによる意見表明の進め方 (P3左図参照)

- 権利擁護の対象:児童相談所の支援に関わる全ての子ども(支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む)
- 前提条件:子どもの意見表明権についての啓発、地方自治体の理解、体制整備等
- 意見表明の受付窓口の整備・周知、障害児等への合理的配慮
- 子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ
- 児福審が審議する範囲:措置等への不服、入所中や一時保護中の不満・問題、在宅指導中の支援への不満・問題
- 受付からの流れ:受付、事前調査、部会の準備・審議・意見具申、対応の確認、報告等

■関係機関が児福審へ申立・申出する場合の進め方

(P3右図参照)

- 申立・申出の範囲:特定の児童の措置等への不服(措置等がされなかった場合等を含む)
- 関係機関の例:学校関係者、医療機関、要対協構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族等
- 進め方:関係機関による申立・申出、事実関係の調査、部会の開催、意見具申、対応の確認、報告等

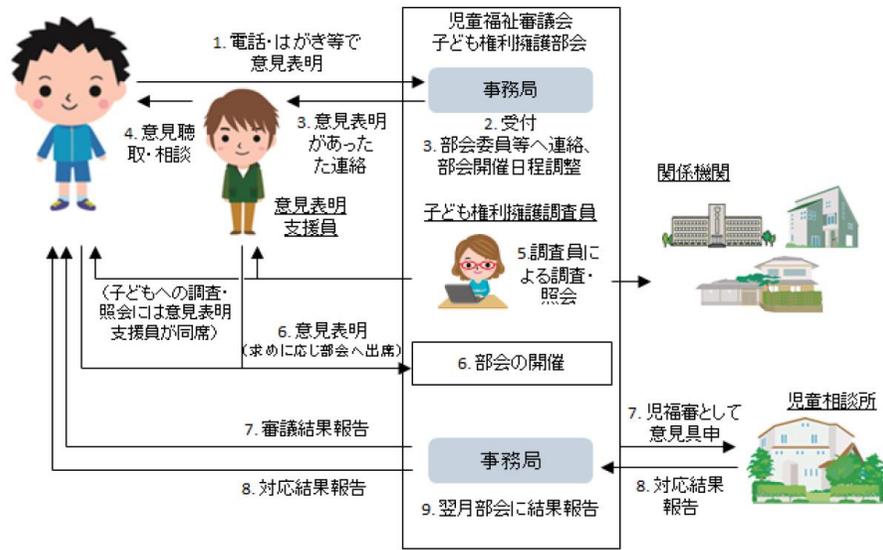
■モニタリング、活動評価

- 活動報告書の作成と公表、事業評価

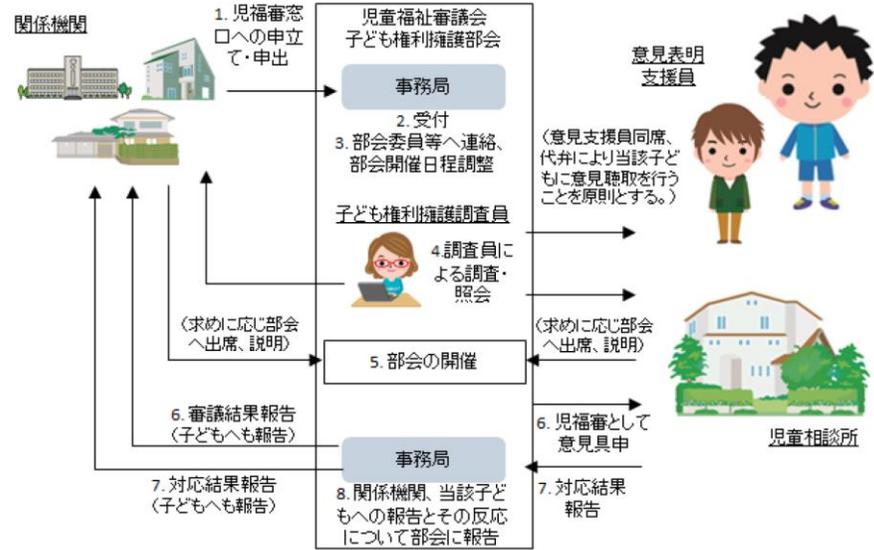
「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって 参考となるガイドラインに関する調査研究」 概要 ③

＜児福審を活用した子どもの意見表明モデルの例＞

※電話・はがき等で意見表明する場合



＜児福審を活用した関係機関の申立て・申出モデルの例＞



※子どもの意見表明の流れとしては、上記のほか、施設職員等に依頼して意見表明支援員を呼び寄せるモデルがある。
※意見表明支援員は、定期的に施設や一時保護所を巡回し、児福審の意見表明窓口や意見表明の仕組みについて啓発活動を行う。

※ 申立の範囲：児相の措置等に関する不服（子どもが不利益を被る場合）

1. 子どもの意見表明

意見表明ができる窓口を設置・周知。子どもが意義と仕組みを理解。

2. 受付

3. 意見表明があった連絡等

4. 意見表明支援員による意見聴取

子どものプライバシーが保てる外部の場所で面会する等の工夫が必要。

5. 事前調査

調査員は、支援員や関係機関に調査。子どもに調査を行う場合、支援員同席のもとで実施。

6. 子ども権利擁護部会の開催

原則非公開。子どもに意見聴取する場合は、支援員が、子どもの発言を補足したり、助言する等補助。

7. 意見具申・検討結果の伝達

審議の結果を子どもが納得できるよう丁寧に説明。

8. 児相等の対応結果の説明

子どもに対応結果を報告。

9. 子ども権利擁護部会への報告

子どもへの報告とその反応を報告。

1. 関係機関の申立て

学校関係者、医療機関、要対協メンバー、児童福祉施設、親族等が申立。

2. 受付

3. 申立があった連絡等

4. 事前調査

調査員は、関係機関や子ども等に調査。支援員同席・代弁により、子どもに意見聴取を行うことが原則。

5. 子ども権利擁護部会の開催

6. 意見具申・検討結果の伝達

7. 児相等の対応結果の説明

8. 子ども権利擁護部会への報告